

# 大気汚染防止法等の改正について



**東京都環境局**  
**環境改善部 大気保全課**

令和5年度東京都公害防止管理者研修  
令和6年年1月30日  
2月22日

# 概 要

1. アスベスト規制について
2. ボイラー規制について

# 1 アスベスト規制について

# 石綿とは (いしわた・アスベスト・せきめん)

## ◆天然に産出する鉱物繊維

- ・原料のほとんどが輸入され、総量は約1,000万トン (戦前・戦後計)
- ・様々な分野で活用され、石綿製品は全体で約3,000種類
- ・約8割が建築材料で、その他が工業製品等
- ・極めて細かい繊維状物質で、頭髮の約5,000分の1



一般社団法人JATI協会提供

## ◆空気中に浮遊する石綿を吸入することで発症

- ・悪性中皮腫 (潜伏期間20～50年)
- ・石綿肺 (潜伏期間15～20年)
- ・肺がん (潜伏期間15～40年) など

# 石綿含有建材（特定建築材料）

○質量で**0.1%を超えて**石綿を含有するもの

☆ 吹付け石綿  
(レベル1)

☆ 断熱材等  
(レベル2)

☆ 成形板等  
(レベル3)

・ 大気汚染防止法

・ 石綿障害予防規則

・ 都民の健康と安全を確保する環境  
に関する条例（環境確保条例）

全ての石綿含有建材が法令の  
規制対象

# 石綿含有建材と分類

## ★吹付け石綿（レベル1）

吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、  
石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）、  
石綿含有パーライト吹付けなど

## ★断熱材等（レベル2）

石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材

## ★成形板等（レベル3）

石綿含有ロックウール吸音天井板、窯業系サイディング、  
パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、  
ビニル床タイル（Pタイル）、石綿セメント円筒、  
フレキシブルボード、けい酸カルシウム板第1種、等々

石綿含有仕上塗材（施工方法を問わず）、下地調整塗材も同様

※成形板等（レベル3）が石綿含有建材全体の約9割を占める。

# 大気汚染防止法上の用語の定義

## ★ 解体等工事

建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業または改造、補修作業を伴う建設工事

## ★ 特定建築材料

特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料

## ★ 特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事

## ★ 特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

## ★ 届出対象特定工事

吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）に係る特定工事

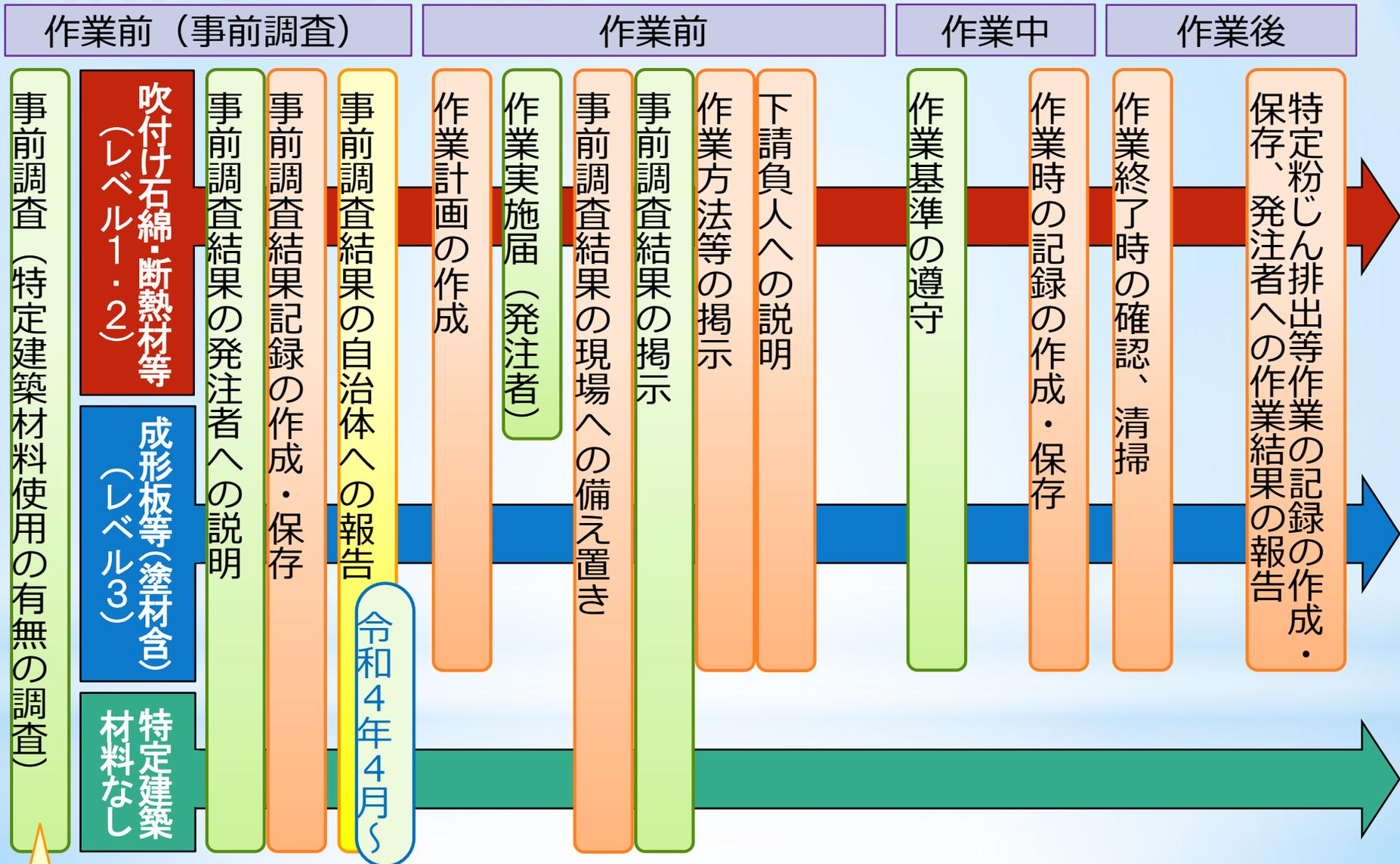
## ★ 元請業者

発注者から直接解体等工事を請け負った者（受注者）

## ★ 下請負人

元請業者から当該特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る）を請け負った他の者（孫請け以降を含む）

# 解体等工事の流れ



資格者等による調査

令和5年10月~

# 全ての解体等工事に適用される 規制内容について

# 解体等工事の事前調査(特定建築材料の有無の調査)

元請業者(受注者)・自主施工者※

解体等工事を行う場合は、特定建築材料使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明しなければならない。(規模等にかかわらず**全ての**解体等工事が事前調査の対象)

なお、令和5年10月から建築物の事前調査については、必要な知識を有する者(建築物石綿含有建材調査者等)が行わなければならない。**令和5年10月～**

※自主施工者 ⇒ 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者

## 発注者

設計図書、過去の調査記録等、特定建築材料の使用状況等に係る情報を有する場合は、当該解体等工事の元請業者に対してこれを提供するなど協力するほか、事前調査費用を適正に負担しなければならない。

# 事前調査の方法①

## ○事前調査の対象建材

次の建材の使用の有無を調査する。

- 特定建築材料
  - ・ 吹付け石綿（レベル1）
  - ・ 断熱材等（レベル2）
  - ・ 成形板等（レベル3）

**全ての建材について調査が必要 !!!**

# 事前調査の方法②

事前調査は必要な知識を有する者が行う必要がある

## ○事前調査の流れ

### ● 設計図書等による書面調査

使用されている建材の種類や製造年等を確認



石綿（アスベスト）含有建材データベース  
<https://www.asbestos-database.jp/>

### ● 現地における目視調査

必ず現地で設計図書等と異なる点がないかなどを確認

設計図書等及び現場目視では石綿を含有していないと断定できない場合

※吹付け石綿や断熱材等の石綿含有の有無について目視では判断できない。



### ● 建材の分析による調査（分析調査）

石綿の有無を判定するための最も確実な方法

# 事前調査の方法③

令和5年10月～

## ○事前調査を行う者（資格者）

- 建築物の事前調査については「調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者※」に行わせることとされている。

### ※環境大臣が定める者

#### ①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

#### ②一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

（令和5年9月までに登録された者）

⇒これらの資格者がいない場合は、資格者がいる外部機関等に事前調査を委託できる。

# 事前調査結果の発注者への説明①

## 元請業者

- 事前調査結果について、発注者に対して**書面を交付して**説明しなければならない。更に、**届出対象特定工事**に該当する場合は、届出に必要な事項を書面に記載して発注者に説明する。

## 発注者

- 工事の着工前に、元請業者から事前調査結果を**書面で説明**されたか、**必ず確認**する。

# 事前調査結果の発注者への説明②

## ○説明事項①

### (1) 全ての解体等工事

- ・ 事前調査の結果、調査の終了年月日、調査の方法

### (2) 特定工事に該当する場合

#### (1) に加えて

- ・ 特定建築材料種類、使用箇所、使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施の期間、作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名、連絡場所

# 事前調査結果の発注者への説明③

## ○説明事項②

(3) 届出対象特定工事に該当する場合は、前頁の(1、2)に加えて

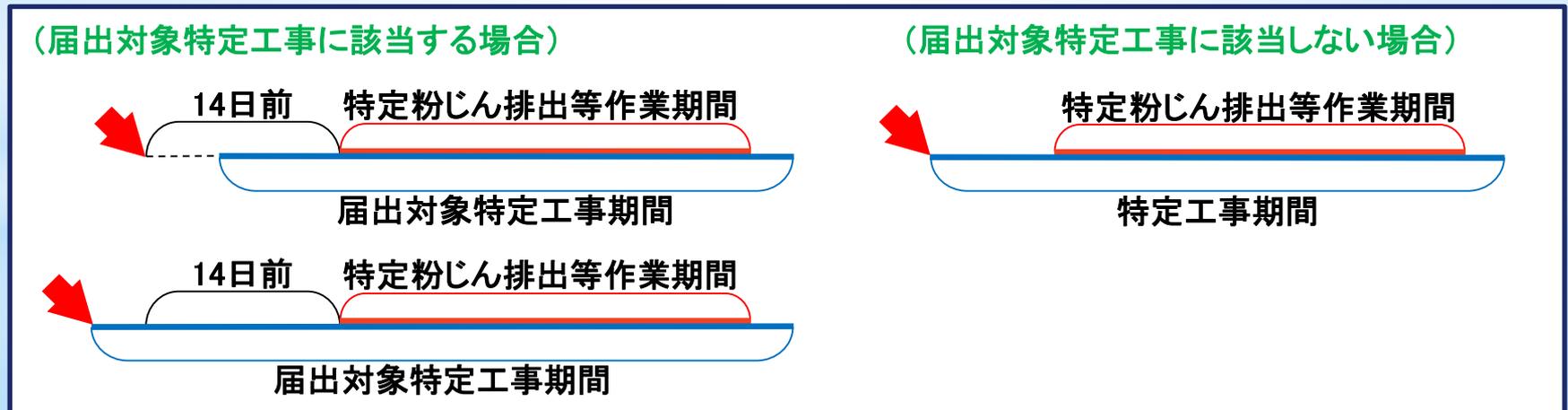
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業を下請負人が実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 法令で定められた方法以外の方法で石綿除去等を行うときは、その理由

# 事前調査結果の発注者への説明④

## ○説明の時期

事前調査結果の発注者への説明について、元請業者は、解体等工事の開始までに行う。ただし、**届出対象特定工事に該当し、かつ特定粉じん排出等作業を届出対象特定工事開始日から14日以内に開始する場合は、特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、行わなければならない。**

(特定粉じん排出等作業の開始日は、隔離養生等の準備作業を始める日であって、直接的な除去作業を始める日ではない。)



# 事前調査結果の自治体への報告

令和4年4月～

元請業者・自主施工者

## ● 事前調査結果を都道府県等へ遅滞なく報告

・ 対象となる解体等工事

特定建築材料の有無に関わらず

建築物の解体	作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上
建築物の改造、補修	請負代金の合計が100万円以上
工作物の解体、改造、補修	環境大臣が定める工作物であって、請負代金の合計が100万円以上

- ・ 特定建築材料の種類ごとの有無、延べ床面積などを報告
- ・ 原則、電子システムによる報告

# 特定粉じん排出等作業に 該当する場合について

# 特定粉じん排出等作業実施の届出①

発注者 自主施工者

- 吹付け石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)が使用されている建築物等の解体等工事を実施する場合は、大気汚染防止法に基づき、工事発注者が**作業開始日の14日前までに届出 (届出対象特定工事)**

工事の場所	届出・相談窓口
23区	各区の環境主管課
八王子市	八王子市 環境部 環境保全課
八王子市以外の市	[延べ面積2,000m <sup>2</sup> 未満の建築物] 各市の環境主管課
	[延べ面積2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物・すべての工作物] 東京都多摩環境事務所 環境改善課
瑞穂町・日の出町・ 檜原村・奥多摩町	東京都多摩環境事務所 環境改善課
島しょの町村	東京都環境局 環境改善部 大気保全課

# 特定粉じん排出等作業実施の届出②

## ○届出事項等

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・届出対象特定工事の場所
- ・特定建築材料の種類、その使用箇所、使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法
- ・法令で定められた方法以外の方法で石綿除去等を行うときは、その理由

### <添付する書類>

- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- ・特定粉じん排出等作業を下請負人が実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

# 石綿飛散防止方法等計画の届出①

発注者

自主施工者

- 吹付け石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)が使用されている建築物等の解体等工事が、次の要件のいずれかに該当する場合は、大気汚染防止法の届出と併せて、**都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)**に基づく届出も必要。  
(届出窓口は大気汚染防止法と同じ)
- ・ 吹付け石綿の使用面積が15m<sup>2</sup>以上の場合
- ・ 建築物の延べ面積(工作物では築造面積)が500m<sup>2</sup>以上の場合

# 石綿飛散防止方法等計画の届出②

## ○届出事項

- ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定工事の名称
- ・石綿の飛散防止方法
- ・排水の処理
- ・石綿濃度の測定
- ・粉じん飛散防止方法

# 作業結果の報告

## 元請業者

- 特定粉じん排出等作業完了時に、元請業者は次の事項について、発注者に対して**書面を交付して報告**
- 書面の写しを特定工事終了日から3年間保存
- 保存は、電子でも可

### <報告内容>

- ・ 特定粉じん排出等作業の完了年月日
- ・ 作業実施状況の概要
- ・ 作業完了の確認をした者の氏名など

# 出前講座（アスベスト講師派遣）

## 1 派遣対象

- (1) 建築物の解体工事や改修工事を行う事業者
- (2) 建築物の所有者・維持管理を行う事業者
- (3) (1) (2) の事業に関する団体

## 2 費用

無料

## 3 研修時間

1時間程度（応相談）

## 4 派遣先

島しょを除く東京都内

### 【申し込み・問い合わせ先】

23区内

東京都環境局環境改善部大気保全課

電話：03-5388-3492

メール：S0000722@section.metro.tokyo.jp

多摩地域

東京都環境局多摩環境事務所環境改善課

電話：042-595-8795

メール：S0200355@section.metro.tokyo.jp

## 2 ボイラー規制について

# 大気汚染防止法の規制対象ボイラー

令和4年10月1日より大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第275号）が施行され、規制対象となる規模要件から伝熱面積要件が撤廃

改正前	改正後
伝熱面積が10m <sup>2</sup> 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時※以上	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時※以上

## 【参考】重油換算方法

液体燃料10 L、気体燃料16m<sup>3</sup>、固体燃料16kgが、それぞれ重油10 Lに相当するものとして換算

使用する燃料	最大定格燃焼能力
気体燃料	80 m <sup>3</sup> N/時
液体燃料	50 L/時
固体燃料	80 kg/時

# 環境確保条例の規制対象ボイラー

都内においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づき、伝熱面積要件によるボイラー規制を継続

使用する燃料	対象規模
いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下である気体燃料（都市ガス13A等）	伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上のボイラー
上記以外の燃料	伝熱面積 5 m <sup>2</sup> 以上のボイラー

**法規制の対象外であるが、条例規制の対象となるボイラー**

伝熱面積10m<sup>2</sup>以上かつ  
燃料の燃焼能力が重油換算50L/時未満のボイラー

# 環境確保条例に基づく申請・届出

都内において下表に示すボイラーを設置する際、環境確保条例に基づく申請・届出が必要になる場合あり

使用する燃料	対象規模
いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下である気体燃料 (都市ガス13A等)	伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上のボイラー
上記以外の燃料	伝熱面積5m <sup>2</sup> 以上のボイラー

## 【参考】申請・届出窓口

ボイラー設置場所	申請・届出先
23区	各区環境・公害所管部署
26市	各市環境・公害所管部署
瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域	東京都環境局環境改善部大気保全課

# 条例規制ボイラーのばい煙量等の測定

法規制の対象外であっても、条例規制の対象となるボイラーは条例に基づき窒素酸化物の測定が必要

対象規模	対象物質及び測定頻度	根拠法令
伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上かつ 燃料の燃焼能力が重油換算50L/時未満	窒素酸化物（年2回以上）	環境確保条例
伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上かつ 燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上	窒素酸化物 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /時未満：年2回以上 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /時以上：2ヶ月に1回以上 いおう酸化物 いおう酸化物排出量 10m <sup>3</sup> /時未満：なし 10m <sup>3</sup> /時以上：2ヶ月に1回以上 ばいじん ガス専焼：5年に1回以上 ガス専焼以外： 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /時未満：年2回以上 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /時以上：2ヶ月に1回以上	大気汚染防止法